

令和7年度 農作業省力化・効率化対策事業(通常タイプ) ポイント配分表

No.	項目	ポイント	配点基準	必要書類
1	認定新規就農者	2	応募時点で、青年等就農計画認定書が交付されており、計画認定の有効期間が令和7年度中であること、又は青年等就農計画の認定申請中であること	なし（市で確認）
2	遊休農地の解消 (いずれか1つ) <span style="background-color: red; color: white; padding: 2px 5px;">NEW</span>	2	①令和5年度以降に貸借・取得した遊休農地（3親等以内の権利移動は除く）を、令和6年度に解消していること、又は令和7年中に解消予定であること ②令和6年度に「弘前市りんご放任園解消対策事業」により、放任園を解消した、又は令和7年中に解消予定の補助事業者（団体の構成員含む）であること ※解消予定の農地については地番を特定していること	なし（農業委員会で確認）
3	認定農業者等	1	①応募時点で、農業経営改善計画認定書が交付されており、計画認定の有効期間が令和7年度中であること、又は農業経営改善計画の認定申請中であること ②青年等就農計画の有効期間が令和6年度中であり、かつ令和7年度中に農業経営改善計画の認定申請予定であること	①なし（市で確認） ②確約書
4	青色申告者	1	応募時点で、令和7年分（法人の場合は、応募日の属する事業年度）からの青色申告承認申請書を提出していること、又は令和6年分（法人は直近の事業年度）の確定申告書（青色）を提出していること	青色申告承認申請書、又は確定申告書（青色）控え（電子申請の場合は受信通知を添付） 収入保険加入者は不要
5	収入保険加入者 果樹共済加入者 農作物共済加入者 園芸施設共済加入者 (いずれか1つ)	1	応募時点で、下記のいずれか1つに加入していること、又は③については令和7年中に加入予定であること ①令和7年産の農作物に係る収入保険 ②令和7年産の農作物に係る果樹共済 ③令和7年産の農作物に係る農作物共済 <span style="color: red;">【NEW】</span> ④令和7年産の農作物に係る園芸施設共済	加入済： ①なし（市で確認） ②④共済加入申込書兼変更届出書控え等 加入予定：なし
6	農業経営の法人化 <span style="background-color: red; color: white; padding: 2px 5px;">NEW</span>	1	応募時点で、法人（農地所有適格法人）化していること、又は令和7年中に法人化予定であること	法人化済： なし（農業委員会で確認） 法人化予定：なし
7	家族経営協定締結者	1	応募時点で、農業委員会が立会いの下、家族経営協定を締結していること、又は締結予定であること	締結済： なし（農業委員会で確認） 締結前： 締結予定の協定書及び確約書
8	健診（検診）の受診者	1	令和6年度に健診（検診）を受診していること、又は令和7年度に受診予定であること（法人は代表者分）	健診（検診）受診の領収書 又は結果通知書等（受診予定の場合は予約票等）
9	農業経営の複合化	1	令和6年産の農作物を複数品目生産し、かつこれらを販売していること（例：水稻+大豆、りんご+水稻、りんご+桃 等）	確定申告に係る農業収支内訳書、決算書等（複数の作物に係る収入が確認できる場合のみ加点）
10	農業者年金等加入者	1	応募時点で、農業者年金、国民年金基金、個人型確定拠出年金（iDeCo（イデコ））のいずれかに加入していること、又は加入の届出書を提出していること（法人は代表者分）	農業者年金： なし（農業委員会で確認） 農業者年金以外：加入者証等
11	狩猟免許取得者	1	応募時点で、有効期間内の狩猟免許を取得していること、かつ弘前市鳥獣被害対策実施隊に加入していること	なし（市で確認）
12	環境負荷低減に向けた取組の実施 (いずれか1つ) <span style="background-color: red; color: white; padding: 2px 5px;">NEW</span>	1	①令和7年中に交信かく乱剤（コンフューザーR等）、綠肥又は堆肥を使用すること ②令和6年度以降に稻わらをすき込んでいること、若しくは土壤分析を実施していること、又は令和7年中に実施予定であること	実施済： ①領収書又は発注書の写し等 ②作業日誌の写し、作業写真、分析結果、領収書等 実施予定：なし
13	耕作面積の拡大 <span style="background-color: red; color: white; padding: 2px 5px;">NEW</span>	1	令和6年度に農業委員会の許可等を受けて貸借・取得した農地があること、又は令和7年中に貸借・取得予定であること（いずれも3親等以内の権利移動は除く） ※貸借・取得予定の農地については地番を特定していること	なし（農業委員会で確認）

(注) 申請者が農業者団体の場合、各項目において構成員のうち過半が配点基準を満たす場合に加点します。

(注) No.2、5の③、6、12、13について、今後取り組むこととしてポイント化し、採択された場合は、その項目の取組を完了するまで交付申請できません。